

# 障害児通所支援に係る留意事項

---

和歌山県障害福祉課 施設福祉班

# 次第

---

1. 指導事例

2. 支援プログラムの作成・公表について

3. こども性暴力防止法について

4. ご参考

# 1. 指導事例

---

# 1. 指導事例

保育所等訪問支援事業についても、令和6年4月1日から自己評価結果等の公表等が義務付けられています。

## 自己評価結果等の公表等について

- ・ 従業者評価や保護者評価、訪問先施設評価を踏まえた事業所全体としての自己評価を定期的に行えていない。
- ・ 保護者評価や訪問先施設評価を受けていない。
- ・ 自己評価結果等を公表していない、県に自己評価結果等の公表方法及び公表内容を届け出していない。

※訪問先施設評価については、保育所等訪問支援事業のみが実施対象

- ・ 各サービスについてガイドラインが策定されていますのでご活用ください。
- ・ 自己評価結果等の公表等を行っていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象となります。

# 1. 指導事例

## 基本報酬算定区分について

- ・ 児童発達支援（児童発達センター及び主として重心を除く。）について、前年度の利用実績に占める未就学児の割合が70%未満である、または、前年度の児童発達支援の利用実績が0人であるにも関わらず、「区分Ⅰ」を算定していた。
- ・ 県に届け出ることなく、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定していた。

- ・ 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定については、掲載資料「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて」を参照してください。

# 1. 指導事例

## 基本報酬・延長支援加算について

- ・ 個別支援計画に、標準的なサービス提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）や延長支援時間、延長支援を必要とする理由等が位置付けられていなかった。
  - ・ 個別支援計画で定めた標準的なサービス提供時間と実際の支援に要した時間との間に乖離がある状態が継続しているにも関わらず、適切に個別支援計画の見直しを行っていなかった。
- ・ 請求について、基本報酬は個別支援計画で定める標準的なサービス提供時間に、延長支援加算は実際の支援に要した延長支援時間によることが基本となります。なお、実際の請求にあたっては、報酬告示上の取扱いや、本資料「4. ご参考」に掲載していることも家庭庁ホームページで公表されているQ&Aなどをご確認ください。
- ・ 個別支援計画で定めたサービス提供時間と実際の支援に要した時間との間に乖離がある状態が、1月の利用でみて恒常的に生じている場合は、速やかに個別支援計画の見直しを行ってください。

# 1. 指導事例

## 児童指導員等加配加算について

- ・ 児童発達支援管理責任者を配置していない期間に児童指導員等加配加算を算定していた。
- ・ 事業所には、従業者として児童発達支援管理責任者を1名以上配置しなければならないこととなっていますので、児童発達支援管理責任者を配置していない期間については、事業所に置くべき従業者の員数を満たすことができていないことから、児童指導員等加配加算を算定することはできません。

# 1. 指導事例

## ＜ご参考＞定員超過利用減算について

- ・ 事業所の利用定員を超えた障害児の受入は原則として禁止されていますが、報酬告示で定める定員超過利用減算に該当しない範囲内ものについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提として、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とされています。
- ・ 「適正なサービスの提供が確保されること」とは、**実際の利用児童数に応じた人員基準等を満たしていること**を指します（例：利用児童数が12人の場合は、保育士又は児童指導員を3名配置する）。

- ・ 毎月の報酬請求にあたっては、掲載資料「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により定員超過利用減算の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏なきようお願いいたします。

## 2. 支援プログラムの作成・公表について

---

## 2. 支援プログラムの作成・公表

---

- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援について、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図ることを目的として、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画（「支援プログラム」）の作成・公表が求められることとなりました。
- ・ 令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び県への届出がされていない場合は、支援プログラム未公表減算が適用されることとなります。

「支援プログラムの作成及び公表の手引き」（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

### 3. こども性暴力防止法について

---

### 3. こども性暴力防止法について

---

- ・ **こども性暴力防止法** (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律) が令和8年12月25日に施行されます。
- ・ **こども性暴力防止法に伴い、指定障害児通所支援事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられます**ので、下記こども家庭庁ホームページ等から本制度の内容等をご確認いただき、同法の施行に向けた準備等を進めていただきますようお願いいたします。  
**<こども家庭庁ホームページ>**  
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>
- ・ 特に、従事者の犯罪事実確認手続にあたっては、「**GビズID (プライム)**」の取得が必要となりますので、**遅くとも令和8年4月末までに取得していただきます**ようお願いいたします。

## 4. ご参考

---

## 4. ご参考

---

- ・ こども家庭庁ホームページにおいて、障害児通所支援に係るQ & Aや各種ガイドライン、個別支援計画作成にあたっての留意事項等に係る通知などが掲載されていますので、事業所運営の参考としてください。

[＜こども家庭庁ホームページ＞](https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei)

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

※上記こども家庭庁ホームページに掲載されている各種様式のうち、県障害福祉課ホームページにも様式が掲載されているものについては、県で所要の調整を行っている場合がありますので、県障害福祉課ホームページに掲載している様式を使用するようお願いいたします。

「障害児通所支援に係る留意事項」は以上となります。

---